

特定生産緑地（青梅市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定にもとづき、特定生産緑地を次のように解除する。

令和7年11月10日

青梅市長 大勢待 利 明

地区番号	位置	特定生産緑地の解除面積	公示日
66	柚木町3丁目地内	400 m ²	令和7年11月10日
68	柚木町3丁目地内	約820 m ²	令和7年11月10日
760	新町7丁目地内	約1,120 m ²	令和7年11月10日

「区域は指定図表示のとおり」

以上